

プラットフォームサービスに関する研究会（第30回）

1 日時 令和3年9月14日（火）10時00分～11時20分

2 開催場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1） 構成員

宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、木村構成員、大谷構成員、手塚構成員、
寺田構成員、松村構成員、森構成員、山口構成員、山本構成員

（2） オブザーバー・発表者

個人情報保護委員会事務局 参事官 赤阪 晋介

法務省人権擁護局参事官 参事官 唐澤 英城

（一財）マルチメディア振興センター 担当部長 木曾 希

（3） 総務省

竹内総務審議官、二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基
盤局総務課長、木村事業政策課長、小川消費者行政第二課長、丸山消費者行政第
二課課長補佐、池田消費者行政第二課課長補佐、関沢消費者行政第一課課長補佐

4 議事

（1） 意見募集の結果等

（2） 中間とりまとめ（案）について

（3） 自由討議

【宍戸座長】 本日は皆様お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。まだ構成員の方でおそろいでない方もおられますけれども、定刻でございますので、プラットフォームサービスに関する研究会の第30回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしく願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。ウェブ開催に関する注意事項を幾つか申し上げます。

まず、本日の会合の傍聴者におかれましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言できない設定をさせていただきますので御留意ください。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただくようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。

発言する際には、マイクをオンにして映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたらいずれもオフにお戻しく下さい。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続をお試しいただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で随時、事務局や座長あてに連絡いただければ対応させていただきます。

資料の確認でございます。本日の資料は、本体資料として資料1から2-2、また、参考資料1を用意しております。

注意事項は以上でございます。

なお本日、崎村構成員、宮内構成員は御欠席と伺っております。また、山口構成員は開始後30分をめどに御退出される予定と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと存じます。宍戸座長、お願いいたします。

【宍戸座長】 承知いたしました。

本日でございますけれども、意見募集結果を踏まえた中間とりまとめ（案）について御議論いただき、中間とりまとめの決定まで持っていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

早速議事でございますが、前回会合で議論されました中間とりまとめ（案）につきましては、構成員の皆様からの議論を踏まえ、7月17日から8月20日までの間、意見募集を実施させていただきました。非常に多くの御意見をいただきました。この点については、私からもこの場で御礼を申し上げたいと思います。

意見募集の結果でございますが、事務局において取りまとめをいただきましたので、これを受けました中間とりまとめ（案）の修正点と合わせて御説明をいただきたいと思いません。

それでは事務局、よろしく願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。宍戸座長、ありがとうございます。

それでは、お手元の資料1に従って、パブコメの意見募集の結果を説明いたします。

まず、3ページでございます。こちらは意見募集の結果の概要を記載しておりますけれども、先ほど宍戸座長からもありましたように、2021年7月17日から8月20日まで意見募集を行いまして、総数として28件の御意見をいただいております。

意見の内訳は御覧のとおりでございますけれども、個人の方から16件、そのほか12の事業者及び事業者団体の皆様から御意見をいただいております。本日は、いただいた御意見のうち主なものについて、第1部、第2部に分けて御説明をさしあげたいと思います。

では早速、第1部の主な御意見の紹介に移りたいと思います。

資料1の意見募集結果、ページ6番を御覧ください。意見2-2でございます。こちらの意見は、一般社団法人日本新聞協会様からいただいた御意見でございますけれども、主な意見の内容といたしましては、「違法有害情報対策全般において、行政が言論や表現の内容の判断に立ち入る規制は避けるべきであり、行政からの関与が必要と判断する場合でも表現の自由の萎縮につながらないよう極めて慎重な検討を求める」という御意見をいただいております。

こちらの御意見につきましては、中間とりまとめの中におきましても、行政としては、「引き続きプラットフォーム事業者等による自主的な削除等の対応を促進することとし、プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しな

かったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することは極めて慎重な検討を要する」という考え方を示しておりますので、この箇所を再度考え方として示すということを行っております。

以上が意見2-2に対する本パブコメにおける考え方です。

続きまして、ページ数で申し上げますと10ページ、意見3-4になります。こちら、意見3-4は、Asia Internet Coalition様からいただいている御意見です。こちらの主な内容といたしましては、「プラットフォーム事業者の規模を問わずに一律に対策を求めるべきではないか」という御意見をいただいております。中間とりまとめ中において、プラットフォーム事業者を中心に対処が求められるという記載を行っておりますけれども、この点についての御意見でございます。

いただいた御意見に対しましては、右方の考え方に示しておりますとおり、3章第1節において「プラットフォームサービス以外の、CDN・ポスティング・アプリマーケット・ミドルメディア等も射程に含め」というふうに記載をしております。この点をもって大手プラットフォーム事業者のみを検討の対象としているわけではなく、ほかの中小の事業者も含めて必要な対策というところを検討していくべきという考え方を示しております。

続きまして、ページ番号で申し上げますと12ページ、意見4-1に関する御意見です。こちらAsia Internet Coalition様からいただいている御意見になります。こちらにつきましては、本文の修正を一部施そうと、必要と考えておまして、こちらは御意見の趣旨といたしましては、透明性・アカウントビリティー確保の文脈において、発信者請求件数ですね、発信者情報開示の件数についても透明性・アカウントビリティーを求めていく対象に含めるということを含めていた点についての御意見です。

この点につきまして、総務省においてどのような政策課題に対応しようとしているのかが不明であるというふうな御意見をいただいております、本部において若干の補足・修正を施したいと考えております。修正の内容といたしましては、右の考え方4-1にお示ししておりますとおり、本文、アカウントビリティーを求めることが望ましいというふうに記載している箇所に、「各プラットフォーム事業者の取組み状況を明らかにする観点から」という文言を追加したいというふうに考えております。

以上が意見4-1に対する考え方です。

第1部においては最後になりますけれども、意見7-3、資料のページ番号で申し上げますと15ページでございます。こちら一般社団法人日本新聞協会様からいただいている

御意見でございましたけれども、主な御趣旨といたしましては、行政の関与について、誹謗中傷と比較しても偽情報については一層慎重に検討すべきではないかという御意見をいただいているものです。

こちらにつきましても、本文の修正を一部施したいというふうに考えております。新聞協会様としましては、幾ら取材を尽くして真実相当性を担保したとしても、結果的に誤っていたという場合もあることを踏まえて、行政として関与を情報に対して行う場合であっても、表現の自由な観点から、偽情報については特に反対をするというふうな御意見をいただいているものです。

この点につきましては、昨年12月にお取りまとめていただきました最終報告書の文言を加えながら、本文中におきます自主スキームの尊重ということに関して、補足を行うことで考え方を示したいというふうに考えております。具体的には、考え方7-3、下線部に示しておりますとおり、「個別のコンテンツの内容判断に関わるものについては、表現の自由の確保などの観点から、政府の介入には極めて慎重であるべきことから」という文言を加え、かつ、自主スキームの尊重の最後の箇所になりますけれども、この部分、もう一つの下線部分ですね、「誹謗中傷の場合と比較してもより一層」、偽情報については「極めて慎重な検討を要する」という考え方をここに示しております。

以上が第1部に関する主な御意見とそれに対する考え方に関する概要でございます。

続いて第2部の説明に移りたいと思います。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政第二課の小川でございます。

それでは、第2部について御説明をさせていただきます。意見募集結果の資料ですと27ページからを御覧いただければと思います。

まず、第2部全体に対する御意見でございますけれども、意見17-1がモバイル・コンテンツ・フォーラム様から、また意見17-2が日本新聞協会様、意見17-3がMyDataJapan様からでございますけれども、こちらについては賛同の御意見として承ります。

また、意見17-4、これは個人の方からの御意見でございますけれども、日本版ePrivacy立法を目指す場合に、通信の秘密の再構成も含めて検討すべきではないかということで、ePrivacy規則(案)、Article 5を引用いただいて御意見をいただいております。日本法における通信の秘密の知得の意義が人間による知得に限定的に捉えられている場合があるのではないかということで、通信の秘密に機械的処理によるinterferenceが含まれ

ることを明確にする必要があるのではないかという御指摘でございます。

これに対する考え方でございますけれども、電気通信事業法第4条においての規定でございますが、これは電気通信役務の利用者の通信を保護し、もって利用者が安心して通信を利用できるようにすることとございまして、知得でございますが、「人間による取得だけではなく、電子的な機械的処理やネットワークを通じた取得も含まれます」ということで、考え方を記載させていただいております。

次に、第1章のところの御意見でございます。まず、意見18-1でございますが、こちらは一般社団法人日本インタラクティブ広告協会、JIAA様からの御意見でございます。こちら、利用者情報の取得はプラットフォーム事業者のみではない、また、取得する情報は広告利用やターゲティングのみを目的としているものではないということに留意ということで、御指摘のとおりでございますので、そのように認識しておりますというふうに考え方を記載させていただいております。

次に、29ページにまいりまして、意見18-3でございます。こちらについても、JIAA様からいただいた御意見でございますが、このJIAA様の会員など、業界自主ガイドラインを遵守してきていること。また、この広告配信など、それ以外でも取扱いが多様化していて実態が分かりにくくなっていることによって利用者の不安や不信感がある。それを払拭するための取組が最も必要とされることであるということ。また、実態を十分理解することの必要性、GDPRにおける同意の在り方との関係、また日本での個人関連情報の取扱いなどの整理が必要な状態であること、また、新たなIDソリューションの在り方などについても整理が必要であるというような現状について御指摘をいただいております。

これに対する考え方でございますけれども、「JIAAによる『行動ターゲティング広告ガイドライン』等に基づく取組や啓発の推進は重要なものと考えられます」ということ。

「また、令和2年個人情報保護法改正により導入される個人関連情報が含まれる場合における取扱いについては、これを踏まえる必要がある」という考え方について示させていただいております。

次に、30ページを御覧ください。こちら、意見19-1のところでございますが、こちらについてはソフトバンク様からいただいた御意見でございます。電気通信事業法における登録事業者以外の事業者が、電気通信事業ガイドラインが自社の適用対象であると認識していない可能性があるのではないか。その適用対象について、実効性の面から課題があるのではないか。それから、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」において示された

4つの開示項目が求められる事業者と、電気通信事業ガイドラインの対象となる事業者の定義について異なるのではないか。一部の事業者のみがその電気通信事業ガイドラインを遵守するというような不公平感が生まれる懸念があるのではないかというような御意見でございます。

これに対する考え方でございますけれども、電気通信事業ガイドラインでございますけれども、「電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者」を対象としておりまして、「同法第164条第1項各号に定める事業を営む者」についても本ガイドラインの対象とすることとされております。また、御指摘いただいた「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」におきましても、このような電気通信事業ガイドラインの射程を踏まえたと記載が行われているものでございまして、対象となる事業者の範囲については相違はないものというふうに考えられるということで書かせていただいております。

次に、意見20-1でございます。31ページに向かいますけれども、同じくソフトバンク様からの御意見でございます。この本中間とりまとめにおける「利用者情報」、「通信関連プライバシー」、それから内閣官房の最終報告における「パーソナルデータ」、個人情報保護法の「個人情報」、「個人に関連する情報」の言葉の関係というような形の御意見でございます。

これに対する考え方でございますけれども、本中間とりまとめにおいて、「利用者情報」については71ページの脚注35に考え方が示されておりまして、また、「通信関連プライバシー」につきましても105ページから106ページに示してあるとおりでということございまして、個人情報保護法上の「個人情報」にも「個人関連情報」にも該当しないため、同法の規定が適用されないものも含まれているということでございます。

また、内閣官房の「パーソナルデータ」の定義でございますが、こちらについては個人情報保護法上の「個人情報」よりも広い概念、個人の位置情報や購買履歴といった単体では特定の個人を識別することができない個人に関する情報も含むという形にされておりますので、こちらについて考え方として記載をさせていただいております。

次に、意見21-1でございます。こちらについては、一般社団法人新経済連盟様からいただいた御意見でございます。eプライバシー規則（案）の状況について正確に記載をすべきというような御意見でございます。

こちらについての考え方でございますが、欧州委員会及び欧州議会の動きについて触れることが必要であるというこの御指摘を踏まえまして、こちらについては本文修正を行う

形にしてはいかがかというふうに思っております。具体的には、この本文の見え消し側のほうの89ページのところも併せて御覧いただければというふうに思いますけれども、こちらの考え方のところでも下線を引いてあるところが修正で追記する部分でございます。

そちらの部分について読ませていただきますと、「2017年1月に欧州委員会がeプライバシー規則（案）を公表し、同年欧州議会の委員会が議会修正案を可決した。その後EU閣僚理事会での議論が難航したが」というところをまず追記をさせていただければと思っております。また、「2021年2月にEU閣僚理事会でeプライバシー規則（案）について合意され公表された」、ここはそのままでございますが、「これを踏まえ」ということで、「EU閣僚理事会欧州議会による」の後に「協議等を通じて」ということも追記をさせていただいて、このような三者協議が続いているということを明記をさせていただいております。

それから、32ページのほうにまいりまして、参考8に関して、こちらについても一般社団法人新経済連盟様からの御意見でございます。こちらについては、この中間とりまとめですと149ページのところになりますけれども、eプライバシー規則（案）についての参考資料のところでございます。こちらについて、まだ、最終的に決まったものではないという御指摘でございます。それは御指摘のとおりでございますので、タイトルのところにつきまして「eプライバシー規則の動向」の後ろに括弧して「(閣僚理事会案)」ということ、理事会案としてこういう内容だったということが分かるように記載をさせていただきたいと思っております。

それから、次のところでございますけれども、33ページのところに行きまして、意見25-2でございます。こちらはAsia Internet Coalitionのほうからいただいた御意見でございます。こちらについて、いろいろな情報利用者にお示しすると利用者が御理解するのが困難になるのではないかというようなことを御指摘いただいております。それで、利用者に対してお示しをする際に、階層型のアプローチをサポートすることを推奨しますというような御意見をいただいております。

これに対する考え方でございますが、御指摘のとおりということで、利用者が理解しやすい形で同意や通知公表等が行われることは重要であるということで、「階層型アプローチなどの工夫も有用であると考えられます」ということを考え方として書かせていただいております。

それで、ここまでが第2章のところでございます。次に第3章、今後の取組の方向性のところについての御意見と、それに対する考え方に移りたいと思っております。35ページを御

覧いただければと思います。

まず、意見28-1の部分でございますが、NTTドコモ様からの御意見でございますが、「通信関連プライバシー」を電気通信事業者、利用者端末情報を扱う事業者に対して保護をする義務を負う考え方に賛同しますという御意見などをいただいております、こちらについては賛同の御意見として承ります。

それから、意見28-2のところでございますが、こちらについても通信関連プライバシーについて賛同の御意見として承ります。

それから、意見28-3、37ページでございますが、こちらについては一般社団法人新経済連盟様からの御意見でございます。こちらについて、電気通信事業者の射程範囲が広範になるのではないか、また、経済界からの実務面でのヒアリングや意見照会などが必要だという御意見で、こちらについては今後の参考とさせていただきます。

それから、38ページ、39ページの部分、意見28-5でございますが、こちらはKDDI様からの御意見でございます。この保護される利用者端末情報について、一義的に個人情報保護法で対応し、その上で電気通信事業分野独自の内容について電気通信事業法で対応すべきではないかというような御意見でございます。

こちらについての考え方でございますが、個人情報保護法に係る部分については、個人情報保護委員会において規律されるということで、電気通信事業法で規律される部分との関係については御意見を参考にさせていただきますということで、書かせていただいております。

それから次、39ページの意見28-6でございますけれども、こちらについては一般社団法人新経済連盟様からの御意見でございます。個人情報保護法と別に電気通信事業法の観点から、プライバシー保護を法目的とすることについて、二重行政の点から慎重であるべきではないかというような御意見でございます。

こちらに対しての考え方でございますけれども、「個人情報保護法に係る部分は個人情報保護委員会において規律されることとなり、二重行政との御指摘には当たらないと考えます」ということで書かせていただいております。

また、次がAsia Internet Coalition様からの御意見でございます。こちらについても、個人情報保護法、また、個人データ、個人関連情報などとの関連について御指摘をいただいております、一番最後でございますが、総務省が電気通信事業法の適用範囲を通信事業者以外にも拡大しようとしているのであれば、それは同法の範囲外になるのではないかと

いう御意見、御指摘をいただいております。

こちらについては、「電気通信事業法は電気通信事業に対して適用されるものであって、これを営む者までが対象となりうると想定されます」ということで、考え方をお示しさせていただきます。

次に41ページ、意見28-7でございまして、こちらについては一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム様からの御意見でございます。こちらについて、「通信関連プライバシー」について導入するというのと、自主的な取組の評価や社会活動で有益で正当な情報通信サービスを阻害しないバランスのとれた法制度を目指す必要があるのではないかというような御指摘をいただいております。その一番最後の段落でございますが、法令を遵守しようとしている事業者でも、法令が非常に複雑になると遵守が困難になることを懸念するという御指摘もいただいております。

こちらについての考え方でございますが、「事業者の自主的な取組を評価するとともに、正当な情報通信サービスを阻害しないバランスのとれた法制度を目指すべき」という御意見でございます。これを踏まえながら、今後、具体的な検討を示させていただきますということで書かせていただいております。

次に、42ページでございます。こちら、意見28-8でございますが、これはeプライバシー規則（案）についての御意見、Asia Internet Coalition様からの御意見でございますが、こちらについては、先ほどの新経連様からの意見と同様に、eプライバシー規則（案）については現在検討中だという考え方について示すとともに、現在もeプライバシー指令を踏まえた規制というのは行われているということをご指摘をさせていただきます。

次に43ページ、意見28-9でございますが、こちらAsia Internet Coalition様からの御意見ですが、保存の仕組みについて御指摘いただいておりますが、こちらについては、考え方として特段新たに利用者情報を保存し公表する一般的な義務を課すということまでではないということをご指摘をさせていただきます。

それから44ページ、意見28-10でございますが、こちらについてはKDDI様からの御意見でございますが、電気通信事業ガイドラインの適用対象事業者がきちんとルールを理解・遵守するように適切に規律・執行すべきというような御意見でございます。

こちらについては御指摘のとおりでございまして、ガイドラインの適用範囲が、先ほども別の考え方のところにもございましたが、「電気通信事業法上の電気通信事業を行う者」というのを対象としておりまして、この電気通信事業法の「164条第1項各号に定める事

業を営む者」についても幅広く本ガイドラインの対象とすることとされているということ
でございまして、こちらについて電気通信事業ガイドラインの規律及び執行に当たっては、
御意見を踏まえながら検討させていただきますというふうにさせていただいております。

それから、46ページに行ってくださいまして、意見29-3でございまして。こちらはソフ
トバンク様からの御意見でございまして、こちらについても同様の御意見でございまして、
国外の事業者を含むプラットフォーム事業者、アプリケーション提供事業者、ウェブサイ
ト運営者、広告事業者などについて、この電気通信事業のガイドラインの適用対象である
ことを広く認知し、対応できるように実効性を確保するとともに、一部の事業者のみが遵
守するという事にならないようにすることを要望するというような御意見でございまして。

こちらにつきましては、考え方といたしまして、電気通信事業ガイドラインにつきましては
は、特に外国法人などが外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電
気通信事業を営む場合にも適用されるというふうにされておりますので、その旨、書かせ
ていただいております。

それから、47ページを御覧ください。意見29-4でございまして。一番上でございまして、
モバイル・コンテンツ・フォーラム様からの御意見などでございまして。こちらについて、
このベストプラクティスとして提示するという事であれば問題ないという御指摘
をいただいております。こちらAsia Internet Coalition様からも、ベスト・プラクティ
ス・アプローチというものかどうかという御指摘もいただいております。

こちらについての考え方といたしましては、事業者によるプライバシーのベスト・プラ
クティスのアプローチを推奨するということが重要ということで、そういう点で参考にさ
せていただきますということにしております。

それから49ページ、意見29-7でございまして、NTTドコモ様からの御意見でございま
して、位置情報プライバシーレポートについても、位置情報を取り扱う者に適用される旨
を明確化する必要があるのではないかということございまして、こちらについての考え
方でございますが、位置情報プライバシーレポートにつきましては、現行の電気通信事業
ガイドラインや解説にも反映されているということで、同ガイドラインの適用対象に等し
く適用されるという御考え方を示させていただいております。

それから、51ページのほうに飛んでいただきまして、モニタリングについての個人の方
からの御意見でございまして。透明化法に基づくモニタリングについて、総務省のみならず
他省庁もモニタリングを実施するという事ということで、モニタリングの頻度などを含めて、また、

対象事業者ともすり合わせを行うべきではないかという御指摘でございます。

こちらについての考え方でございますが、中間とりまとめの脚注の106の中に記載がございますように、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」におきまして、モニタリングが過度なものとならないように、総務省が実施するヒアリングに透明化法のレビュー担当者がオブザーバー参加することなどによって、連携し効率的に対応するということが記載いただいておりますので、その旨、書いております。また、実際のモニタリングの実施に当たっては、対象となる事業者とも対話を行いながら検討をするということが考えられるということで、記載をしております。

それから次、52ページ、意見30-4でございます。こちらについては、個人の方からの御意見でございまして、サイバーセキュリティのところでございますが、情報漏えい等がないことが必要不可欠ということがございますが、絶対ないということはなかなか難しいという御指摘でございます。

こちらについては御指摘のとおりでございますので、本文修正をしております、この下線のとおりでございまして、「情報漏えい等」の後ろに「の防止のために安全管理措置を取ることが必要不可欠」という形で修正をさせていただきます。

あとは一番最後、56ページのところでございますが、一般社団法人新経済連盟様からの御意見でございますが、すいません、こちらの記載ミスで「デジタル市場法」という形で記載を修正をさせていただきます。

主な点は以上でございます。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局からの説明は以上でございます。

宍戸座長、よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました意見募集を踏まえた中間とりまとめ（案）及びこれに関連して、構成員の皆様方から御意見等をいただければと思います。分量が多いものですので、第1部と第2部に分けて御意見をいただければと思います。

そこで、まず第1部につきまして御意見のある方がおられましたら、チャット欄で私におっしゃっていただければと思います。いかがでございましょうか。

森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。すみません、ちょっと操作がうまくいかず、もたもたしてしまいまして、申し訳ありませんでした。

それでは、まずいただいた御意見のうち、4-1と4-2について御意見を申し上げます。

まず、4-1のほうなんですけれども、発信者情報開示に関する申請や開示件数について集計・公開することによって総務省がどのような政策課題に対応しようとしているのかわからないということで、考え方としてはここにお書きのとおり、「各プラットフォーム事業者の取組み状況を明らかにする観点から」というふうに書いていただくということだと思います。

この御質問に正面からお答えするとすれば、これは正面からというかこの考え方も正面からお答えいただいていますけれども、やはりこちらの問題について、あくまでも事業者の自主的な対応を基本にして進めるという考え方を持っているということですね。この中間とりまとめが事業者の自主的な対応を中心にして、この部分について進めよう。ということから、どのように自主的に対応していただいているのかということを知りたいということでございます。

自主的な対応を中心にするのでなければ、状況を伺ってということではなく、そのルールをつくって執行するということになりますけれども、そうではないので、自主的な御対応について教えてくださいということでございます。これが意見4-1に対する私の意見です。

意見4-2についても、近いので併せて申し上げておこうと思いますが、「他の法的管轄で設立された法人は、当該法的管轄における法令に従うことになるため、協力できる範囲には制限があることに留意すべきである」ということですが、これについては反対をさせていただきます。当該法的管轄における法令に従うことになるということは全くお書きのとおりではございますけれども、ただ、そうであったとしても、こちらの法的管轄でサービスを展開される場合、こちらの法的管轄で消費者との接触がある場合には、こちらの管轄の法律にも従って法令にも従っていただく必要があるということでございます。したがって、外国法人だから協力できる範囲には制限があるという考え方には賛成できません。この法的管轄でこちらの消費者と接触する場合には、こちらの法令にも従っていただく必要があるということでございます。

意見4-1、意見4-2に対する意見は以上です。

【宍戸座長】 森構成員、ありがとうございました。

それでは次に、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。

かなりたくさんの御意見をいただきまして、よりこの中間とりまとめがブラッシュアップされることになりまして、大変よかったと思っております。

第1部に寄せられた意見などを拝見して思ったことを、感想めいた形ですけれども述べさせていただければと思います。

これまでプラットフォーム研究会の場で、プラットフォーム事業者の御協力をたくさんいただいて実態把握というものに努めてくることができましたし、そのおかげで見えてきた部分というのもとても多いと思いますけれども、今後そういった取組をより永続的なもの、恒久的なものにするために、やはり一定の法的なフレームワークが必要になってくるのではないかなという感想を持ちました。

プラットフォーム事業者の皆さん、自主的な対応として透明性を確保していただいたりしていますけれども、それを後押しする施策として立法的な措置が必要だと思いますし、これまで行ってきたステークホルダーとの対話機会を創設するという意味でも、欧州におけるDSAなどをモデルにしたフレームワークづくりというのを、より具体的に進めていく必要があるのではないかと思います。

またその過程で、今後プラットフォーム研究会の中で一度整理しておきたいなと思いたすのが、このパンデミックの下で刻々と変化する状況下で、プラットフォームサービスの提供者がかなり御苦労しながらインフォデミック対策をしてこられたというのも事実だと思います。これまで偽情報への伝播の状況などについて一定の取りまとめができておりますけれども、各事業者が取り組んでくださったインフォデミック対策の効果などについて改めて整理しその検証を行い、あるいは、その伝統的なメディアとの関係でどのような作用をしたのかということ一度取りまとめる時期がそろそろ来るのではないかなと思っておりますので、ちょっとリソースに十分な余裕があるか分かりませんが、それも1つのテーマとして取り組んでいく必要があるのではないかと感じました。

私からは以上でございます。

【宍戸座長】 大谷構成員、ありがとうございました。

ほかに御発言ございますでしょうか。木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 木村です。御対応、取りまとめと、ありがとうございます。

私のほうからは、先ほど森構成員もおっしゃいましたけれども、やはり4-2にありますように、たとえ海外の事業者であっても日本で事業するに当たっては国内の事業者と同

じようにやっぱり規制が必要であると思いますし、そこはきちんと責任を取って、私たち利用者が安心して利用できるようにしていただきたいと思っております。

あとは、感想みたいなことになるんですけども、自主的な削除などの対応の促進というのは大変望ましいと思うのですが、1点気になるところが、やはり事業者ですとか行政が都合の悪いことを削除するのではないかという不安があります。そういったことがないようにぜひしていただきたい。結果的に誤った情報が出てきたとしても、単に削除ということではなくて、何が誤っていたとか何が正しいのかということを利用者に分かるようにしていただくように今後お願いしたいと思います。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

第1部について、ほかにいかがでしょうか。

本日、御欠席の崎村構成員からは事前にメモをいただいておりますので、この場で私から御披露させていただきたいと思っております。読み上げます。

非常にすばらしい取りまとめをありがとうございました。

今後の課題として、発言者にとっての透明性の確保を指摘しておきたいと思っております。

「フェイクニュース」あるいは「誹謗中傷」とプラットフォームが認める発言をした場合、当該ユーザーには対応しないとアカウントが停止ないし削除される旨の警告が行われることがあります。どの発言が問題であったか等の情報が提供されず、対応が困難になり、結果的にアカウント凍結・削除に帰結してしまい、対応ができないがゆえに凍結後の抗弁も困難になるという状況があると聞いております。こうしたことを改善するために、警告・凍結の理由がきちんと提示されるという透明性の確保と、AIが自動で判断するだけでなく、人間の担当者に対して日本語での抗弁の機会が確保されることが今後望まれます。

以上が崎村構成員からいただいたメモでございました。

ほかに第1部につきまして、御発言等ございますでしょうか。

手塚構成員、お願いいたします。

【手塚構成員】 ありがとうございます。手塚です。

第1部の件では非常に取りまとめをしっかりとやられていて、非常に感銘しております。

その中で、やはり一番大事なのは透明性・アカウントビリティ、これをどういうふう to 実現するかという点で、より踏み込んだ議論を今後すべきかなという点をお願いしたいと思っております。これは非常に大変なことだと思うんですが、やはり全体的なバランスを

考えると、この透明性・アカウントビリティー、特に各事業者さんのほうにそこはしっかりとすることによって、むしろ規制のようなことが起きないんだということを明確に御理解いただいて、行動をさらに深めていただきたいというふうに思うところです。

それと併せて、やはり公平性という点で、国内、海外の違いというものは、我々の我が国の中ではないんだというか、そこはしっかりと我が国の法秩序のもとでやっていただくんだということも明確に理解していただくということが大事かなというふうに思います。

以上です。

【宍戸座長】 手塚構成員、ありがとうございました。

ほかに第1部について、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、第2部についても御意見等いただければと思います。お手元の資料1で申しますと、27ページ以降に多くの御意見をいただき、また、それに対するこの検討会としての考え方を整理していただいているところでございますけれども、これについても御意見あるいは御質問等あればいただきたいと思います。チャット欄で、また、私にお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

新保座長代理、お願いします。

【新保座長代理】 ありがとうございます。

では、第2部の一番最後になりますけれども、3章の今後の取組の方向性の部分の内容を踏まえて感想を述べさせていただきたいと思っておりますけれども。

今回、非常にすばらしい中間とりまとめ、それから、意見募集の内容を拝見しても非常に精緻な内容、指摘が多くて、非常にすばらしい中間とりまとめとともに、意見募集の内容も非常にすばらしいというふうに感想を持ちました。このコメントを踏まえて、今回は中間とりまとめとなりますので、この公表後の今後の検討事項として考慮していただきたいという点について意見を述べさせていただきたいと思っておりますけれども。

今回、この中間とりまとめの内容で106ページに、例えば、ePrivacy規則（案）の議論も参考にしつつ、今後の検討が必要ということを明記しているわけですが、この点について既に報道でも出ておりますので御存じの方もおられると思いますが、UKのイギリスのICOのデンハムさんがクッキーについてのポップアップ提案を公表しております。こちらについては、G7各国で今後取り組むということについてのクッキーの同意問題について、技術的解決策を提案・開発するよという一般的なアピールの内容となっているわけです。

これまで様々な形でクッキーについては、この報告書も含めて、EUでももちろんイギリスでも議論をしてきたわけですが、今回のこの報告書では、この点について今後の方向性としては101ページのグローバルな情勢変化と、103ページの分かりやすい通知や同意取得ということで、かなり体系的に明確に今後の方向性が示されております。そうすると、この中間とりまとめから今後の最終とりまとめ、ガイドラインの改正、その他立法や法改正といったような検討事項に移っていく過程において、この中間とりまとめに至る過程では、いわゆる日本版のePrivacy立法といったようなものについても意見が示されてまいりましたので、クッキーに関しては今後もこういったグローバルな情勢変化を特に注視しつつ、規制の方向性を今後慎重に検討すべきだろうと。

この規制というどうしても、かなり、特に総務省の報告書で規制とかというふうに言うと、何か禁止という意味合いでの議論にどうしてもなってしまうというところもありますので、この点は、例えば84ページの脚注68に今回「ダークパターン」についても言及しておりますけれども、あくまでダークパターンについては今回この言及にとどまっておりますので、こういったいわゆるプライバシー保護団体からはこのダークパターンについては、CCPAの公表以降、プライバシー侵害を結果的に欺瞞的な方法によって受け入れさせているのではないかという意見がかなり最近多くなってきておりますので、このダークパターンをめぐる問題についても、この次の段階としてはやはりもう少し踏み込んで検討してもいいのではないかと。

そのときに、やはりちょっと注意しなければならないのはこの規制ということで、総務省が例えば規制と言ってしまうと、今まで大きく3段階あったと思うんです。そもそもクッキーそのものの使用制限という議論、これは現実に困難であると。2段階目がクッキーを用いた情報収集の制限についての議論。3つ目が、日本だけでなくEUにおける、とりわけクッキーを用いる際の手続的適正要求に関する同意に基づく利用、eプライバシーをはじめとする諸外国の手続的適性をめぐる動向。この3段階で主に議論がなされてきたと思いますけれども、UKのICOのデンハムさんのこのG7における検討というのは、今後、かなり具体的に議論になっていくと思います。

そうであれば、この段階で中間とりまとめが出て、今後の次の方向性としてはクッキーの適正な利用についてどういう取組ができるのかと。これは、かなりやはり具体的に、いわゆるクッキー疲れ、クッキー・ファティグというふうに言っていますけれども、クッキー疲れとして、インターネットユーザーとか企業からは、これは障害であるというふうに

考えられる場面がかなり多い。一方でダークパターンのように、プライバシー保護団体からは逆にそれが問題として指摘されていると。

今後はプライバシーポリシー、今まで例えば掲載の比率を確認するといったようなことから、どのような工夫が必要なのかという議論がなされてきましたけれども、その内容が事業者の情報の取扱いの実態に即しているのか、利用者の本来の権利利益保護に資するものなのかということも踏まえてクッキーをいかに利用していくのか。つまり規制というのは、適正な利用に向けた取組として今後どのように考えていくべきかということ、引き続き御検討いただきたいということで、私からの意見とさせていただきたいと思います。

【宋戸座長】 新保座長代理、大変貴重な御指摘ありがとうございました。

それでは続きまして、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。

それでは、28-6のところの2つの御意見について申し上げたいと思います。

これはどちらも個人情報保護法との関係についての御意見なんですけど、まず、この上の新経連の御意見なんですけど、二重行政なんじゃないかと、個人情報保護法とは別に電気通信事業法の観点からプライバシー保護を目的とするのは二重じゃないかということです。下の御意見もそういうところがあるわけなんですけども。

もともと電気通信事業法には通信の秘密の保護ということがありまして、これはその通信の秘密を保護することによって、プライバシーだけではないんですけども、特別な通信に関連するプライバシーを保護する、通信に対する信頼を保護する、ひいてはその表現の自由等を守るという趣旨があったわけですので、これはその個人情報かどうかということに関係なく、プライバシー保護をする制度というのがもともとあったということになります。

ですので、通信という角度から、通信に関連する観点から、そのプライバシーを守る側面というのはもともとその電気通信事業法にビルトインされていたものであって、今回はそれについて、少し別の角度からまた保護の必要性が出てきているのではないかと、そしてそれに対する対応として、その通信の秘密とは別の考え方を必要とするのではないかとというのが今回の中間とりまとめのメッセージであるということです。ですので、これは、右側のお答え、考え方に賛成ですけれども、もともと電気通信事業法にはそういう面があって、それは二重行政とは考えられていないということは申し上げておこうと思います。

この2番目の御意見、こちらについても同様の趣旨はあるんですけども。40ページ、実

はこの御意見は非常に、何というんでしょうか、しっかり受け止めるべきところがある御意見です。鋭いところを突かれているというふうに思います。

下から4番目の段落だけですか、「仮に」というところから。これは個人関連情報のことが書かれていますけれども、「仮に、ユーザーの端末情報が個人情報保護法上の個人情報に該当しないとしても、すでに2020年に同法が改正され、個人関連情報の第三者への提供に関する規制が追加されている」。「したがって、既存の個人情報保護法により保護される範囲を超える規制の対象は、「個人データ」でも「個人関連情報」でもない「ユーザー端末情報」を規制することになる」——そのとおりです。「誰も特定できない情報に新たな規制を加えることで、どのような付加価値があるのか不明である。したがって、これ以上の規制は不要であり、余計なものではないか」。

この最後の2文ですけれども、「誰も特定できない情報に新たな規制を加えることで、どのような付加価値があるのか不明である」というのは、これは特定できない情報、つまり個人情報じゃない情報ということですね。これは、我々の個人情報保護法制が、誰も特定できない情報、オフラインで特定できないようなものは個人情報じゃないというふうに整理をしていますので、そこにおいて、もともとそういう整理なのにそういうことをする必要があるのかという問いかけなわけですよ。

その後の段落もそうです。「利用者端末情報及びこれに関連する情報に係る議論は、通信事業者や電気通信事業者だけでなく、利用者端末情報を収集・処理するアプリ開発者や広告主にも大きな影響を与える。もし、そのようなデータがデバイスの所有者の身元を特定するということが懸念されているというのであれば、これは既に個人情報保護法の改正で規制されているはずである。端末情報とこれに関連する情報が個人情報保護法における「個人情報」に該当しないのであれば、この点についての検討が対処しようとしている弊害が何であるか不明である」というような書かれ方をしているわけですね。

やはりここにおける御指摘というのは非常に鋭いものがあって、あなたたちは身元の特定をそもそも心配していたのではなかったのかと。そして、今回規制の対象としているものは身元の特定とは関係ないんじゃないかという御指摘なんですね。これは全くそのとおりであろうと思います。

しかしながら、御案内のとおりなんですけれども、身元を特定するかどうかということが決定的な保護の有無の境界ラインになっているというところに現行の個人情報保護法制の限界が、狭さがあるわけですし、やはりこれだけオンラインの生活が我々の中心になっ

てきて、もはやもうそのパンデミックを待つまでもなく、そのことは顕著なわけですから。そこにおいて、オフラインでは特定されないけれども、オンラインでその人を識別できる、その人に到達できるというような状態というのは、これは保護に値するものであることは明らかであって、諸外国の法制度はそういうふうになってきているんだろうと思います。

ですので、本来、これは日本の個人情報保護法の範囲が狭い、あなたたちはそれだけ心配しているんじゃないのという、カジュアルにいうとそういうふうに言われているわけで、まあ、そうなわけなんですけど。ただ実際には、それはもう別に日本だけでなく世界中のどこでも身元の特定だけを心配するという法制度ではなくなっているわけですので、今回は電気通信事業法でその一部をカバーいたしますけれども、本来、その個人情報保護法の範囲が狭いということに対する鋭い御指摘なのかなというふうに伺いました。

この取りまとめは、もちろん電気通信事業法に関するものであって個人情報保護法に関するものではないので、個人情報保護法についてこう考えますとか、そんなことはもちろん書けませんけれども、その委員である私は個人としてそのように伺いましたし、問題点も理解して、私以外の人たちも、もちろんみんな同じように考えている方はたくさんいると思いますので、その旨を申し上げておこうと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 よろしくお願いします。

今の森構成員のお話は私も賛同いたします。

それとは別に、今回、非常によくまとめていただいて、特に欧米に比べて日本での個人情報の取扱いに関しては、正直、混沌とした状態であったというのが、方向性が非常に一定の方向性という形で明らかになったのはよかったのかなと思っています。

2点ほど、今の森構成員の御指摘とも関係するんですが、パブコメの意見で事業者サイド側がかなり混乱している状況というのがちょっと見えるなど。原因としては、見通しが悪いと。個人情報保護法であったりとかプラットフォーム透明化法と関連するようなものがばらばらと出てきていて、関係性がちょっとよく分かりにくくなっているなどということ。今後進めていく上ではこれを、電気通信事業法でやるべきことではないんですけれども、何らかの形で、それぞれの範囲であったりとかそういったところというのが少し見

えるように整理する必要があるのかなと思います。でないと、事業者はどれに準拠して何をやっているのか、自分自身で分からなくなってしまうような、ちょっとそういう心配を持っています。

2つ目が、これを実効性のあるものにしていくというのが今後の作業だと思いますが、そのためにはやはり何らか一定の法的な枠組みみたいなものが必要ないんじゃないかなというふうに感じています。特に共同規制であったりとか自主規制を進めるということできると、これは規制ではなくて共同規制とか自主規制を支援するための枠組みみたいな方向性の考え方で、今後検討していく必要があるのではないかなというふうに感じました。

私からの意見は以上になります。

【宍戸座長】 寺田さん、ありがとうございます。

ほかに、今回の中間とりまとめ（案）に対するパブリックコメント、それに対する考え方について、委員からの御質問あるいは御発言ございませんでしょうか。第2部に限らず第1部も含めてで結構でございますが、いかがでございますでしょうか。

私からも意見を若干申し上げたいと思いますけれども。

1つは、まず第1部につきましては、これまでも強調されてきましたように、プラットフォーム事業者の方の偽情報あるいは誹謗中傷に対する対策について、今後も自主的な取組が求められる。そのときも透明性を確保していただき、一般的な施策としての透明性、あるいは問題がある発言・投稿として削除されるユーザーに対する説明あるいは対応が求められるということはこの場で御議論があったとおりにかと思っております。そういったことも含めて、自主的な取組の透明性の確保をこの中間とりまとめでは求めているということであろうと思います。

他方、インターネット上の情報流通の多様性が確保されるべきだということは、表現の自由との関係でも当然のことでございますが、この点は特に新聞協会様から御指摘のあった点にも関わりますけれども、多様性を維持しながら、かつ問題がある発言、特に誹謗中傷については、違法であったり、あるいは誰かに加害を与えるということで明確でありませぬけれども、これに対して偽情報の問題はそれほど簡単ではないということが、このプラットフォームサービス研究会での議論を通じて、頭を悩ましてきたところであろうかと思っております。

昨日、総務省の別の研究会で濱田純一先生が御報告をされて、その際に曾我部真裕先生が御発言をされていましたが、このように問題がある情報を偽情報として駆逐して

いくということに加えて、ポジティブにこれが皆が知ることがふさわしい情報である、あるいは人がこれは偽である、そうでないということを判断する尺度となるような情報の流通が確保されるということが非常に重要であるだろうと思われるところです。そのときには、情報秩序という言葉も出ていたと思います。

こういった観点から見ますと、とりわけ偽情報対策は、この場ではまずプラットフォーム事業者の方々を念頭に置いて議論してきましたけれども、それを超えて公共的な役割を担ってこられた様々な伝統的なメディア、あるいはそれ以外のネット上の様々なプレーヤーがそれぞれに役割を果たし、また連携すべきであるということは、この中間とりまとめの中でも示唆されていることでございますし、また、このプラットフォームサービス研究会の議論を受けて、セーファーインターネット協会でも議論しているディスインフォメーション対策フォーラムでも引き続き御議論を深めていただければと思っていますところ。

それでは、ちょっと時間を稼いだかいはありますが、山本構成員お願いいたします。

【山本構成員】 山本です。ありがとうございます。

ちょっと私自身もまとまっていないのですが、いずれにせよ、そのクッキー的なものをどのように規律していくのかということが非常に重要な論点になっているということなんだろうと思うんですけども。一つが個人情報保護の観点からのアプローチで、恐らく個人情報保護の定義を、何というか、ふやかしていきながらクッキーというものを包摂していくというアプローチで、通信関連プライバシーというのは、通信の秘密概念を、ふやかしていくという言葉は語弊があるかもしれませんが、そういう方向からクッキーの規律というものをしていこうと。両側から規律をかけていこうというところで、どこかでぶつかったり重複したりするところがあって、多分その部分を今後どういうふうに整理していくのかということが恐らくポイントなんだろうというふうに思います。

要するに、ギャップを埋めていくというんですかね、やはり必要な規律領域があるけれども、そこについてどの方向からいくのかというところで考えてきているんだと思います。やっぱり今後概念的な整理が必要になってくるんだろうというふうに思います。私自身も、その概念整理についてまだ十分に正解が出ていないわけなんですけれども。やっぱり先ほど森構成員がおっしゃったように、個人情報保護法の目的というのは、あくまでも個人の権利利益を保護するというところだった。ある種の主観的利益というんですかね。そうしますと個人にたどれるかどうか非常に重要なポイントになってくると。

ところで、通信の秘密というのは、やはりその民主主義の保護とか、より客観的な利益

を保護していくという側面があったのではないかなと思います。そういう意味では、個人にたどれるか、たどれないかという、そのものももちろん何かしら重要かもしれませんが、より客観的な法益を守っていくという観点から、恐らく一定の規律をかけていくという側面もあるように思います。客観法的な側面が通信の秘密にはあって、その観点からどこまでいけるのかも、個人情報保護法との役割分担を図れるのかどうかというところなのかなと感じた次第です。いずれにせよ、概念整理が必要であると。

さらに、今後やはりそのメタ概念としてのプライバシーというところですね。つまり、個人情報保護法はもちろんプライバシーを保護するものでもあり、それから通秘ももちろんプライバシーを保護するものであるというところで、そのメタ概念としてのプライバシーを、何ていうんでしょう、各法制度でどのように役割分担をしながら実現していくのかと。やはりプライバシー保護という概念の下で役割分担を再編成していくという作業が今後必要になってくるのではないかなと思います。中間とりまとめ以降の検討ですけれども。

すいません、若干、取り留めのないお話になりましたが、一つ方向性について思ったところ述べさせていただいたということです。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

生貝構成員からもお願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。

全体を通じて、特に前半で森構成員から初めにございましたこと、宍戸座長が御整理いただいたことに非常に賛同でございまして、やはり特にフェイクニュースであれ、あるいは誹謗中傷であれ、個別の表現のほうに立ち入ったような規制という方向ではなく、まさにこの透明性・アカウントビリティーといったようなこと、そして、さっき皆様からいただいたような、誤った削除への救済というところを含めて、表現の自由のインフラとして、まさに私たちが安心して使える環境をどのようにつくっていくのかという方向性について、非常に的確におまとめいただいたのではないかと思います。

そして、自主的な対応というものを前提にしつつ、他方で、やはりこの純粋な自主的な対応というところだけにとどまるということになりますと、2-1と2の最初のほうでありましたような、法的管轄に基本的に従っているのであって、そうでないところに対しては協力できることは限られるということにもなってきてしまう。完全に自主的な状況というのはまさにこういったような状況というものを引き起こし得るところでありましょう。

また、特にこれは前半にも後半にも関わるところでございますけれども、ソフトローというのは、事業者にとっての受け止め方も違ってくるといったような、別の複雑性があるといったようなことも、一応やはり留意はしておく必要があるのだろう。

まさにそういった中で、先ほど来、出てまいりますけれども、自主的な対応というものに法的な根拠を与える、しっかりと分かりやすい、しっかりと一貫した枠組みをつくっていく制度の在り方といったようなものを、今後も引き続きよく考えていく必要があるんだろうと感じています。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

第2部についても、今までの御議論を踏まえて私からも申し上げますけれども、今回の中間とりまとめでは、通信関連プライバシーという概念を提唱してみて、これに対しては、賛同の御意見と同時に、様々な危惧もパブリックコメントで表明されたものと思います。いずれも理由のあるものだろうと思います。

また中でも御意見の中で、17-4で日本版eプライバシー規則の立法を目指すならば、通信の秘密の再構成を含めて検討すべきだと、大変重たい問いかけ、鋭い御指摘があり、また、これを意識しての御発言が本日も委員の皆様からあったものと思っております。

通信の秘密の意義、また、通信の秘密をほかならぬ電気通信事業法が保障してきたことの意義、それが個人情報保護と重なる部分もあるしそれを超えることもある、それが何なのかということについては、今日、委員の皆様から御発言もありましたし、そこを今後さらに深掘りしていくことが必要かと思っております。そのことが翻って、それと連続性を有するものとしての通信関連プライバシーの捉え方に跳ね返ってくると思われるからであります。

他方、具体的にいろいろ考えてみますと、その時々個人情報保護を越えて人々の安全で信頼できる通信インフラを確保していくという観点からのプライバシーの保護については、急にこの場で、プラットフォームサービス研究会で議論が始まったというものではなくて、時系列を遡ってみれば、総務省においてパーソナルデータの利用・流通に関する研究会で10年ぐらい前に御議論があったと思いますが、まさにそれ以来の宿題を、状況の変化に応じてずっと我々は議論してきているということかなと思っております。

今後、通信関連プライバシーあるいは通信の秘密の再構成を含めた抽象度の高い理論的

な概念整理とともに、個別具体的に、では具体的に事業者の方はどういう点に気をつければいいのかということをはっきりと明かにしていくという作業が必要であり、これについては、先ほど新保座長代理からも、非常に的確な、クッキーを具体例にした整理をいただいたところでもあります。

こうしたことについて、今後、電気通信分野の個人情報ガイドラインにおいて明確な整理をしていく。そのことによって、ひとまずは個人情報保護法と電気通信事業法のいわゆる二重行政と批判されるような問題をできるだけ避けていくと同時に、この中間とりまとめでも提言されているような法制的な整理がさらに可能かどうか、どこまでやれるかについての議論を、この親会、またワーキンググループにおいて議論させていただくことになるかなと私としては思っております。

これで特に御発言がなければ、今回、パブリックコメントを受けた中間とりまとめ（案）の修正が資料2-2という形でお示しをしておりますけれども、今日の委員の先生方の御議論からは、こちらについて変更の必要が特になく、私としては受け止めたところです。

ということで、提出された意見に対する研究会の考え方、それから中間とりまとめについて、事務局御提出の案のとおり決定することとし、所要の手続きを経て後日公表させていただきたいと考えておりますが、そのように取り扱ってよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは、今後につきましては、この中間とりまとめを踏まえて、先ほど私が申し上げましたように、この親会及びワーキンググループにおいてそれぞれ検討していく。特に第1部は親会で、第2部は利用者情報ワーキンググループにおいて検討を進め、この本研究会に御報告をさせていただくということで、さらに委員の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

本日は、北林電気通信事業部長から御挨拶をいただけるというふうに承知しております。北林部長、よろしく願いいたします。

【北林電気通信事業部長】 電気通信事業部長の北林でございます。

宋戸座長をはじめとする構成員の先生方、また、オブザーバーの皆様におかれましては、本日も御多用の中御出席いただき誠にありがとうございます。

本研究会におきまして、誹謗中傷、フェイクニュース・偽情報などのインターネット上

の違法有害情報対策、また、利用者情報の適切な取扱いの確保につきまして、プラットフォーム事業者の取組に関するモニタリングとその検証評価などを行うとともに、構成員の皆様方に様々な論点について御議論いただきました。本研究会の構成員の皆様方におかれましては、本当に大変お忙しい中、毎回、精力的な御議論をいただき、本日、その結果を中間とりまとめという形でおまとめいただきましたこと、本当に心より感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

本中間とりまとめにおきましては、違法有害情報対策については、事業者による自主的な取組を原則としつつ、透明性・アカウントビリティーの確保において、実質的に透明性等が確保されない場合に行政からの一定の関与を検討すべきということや、利用者情報の適切な取扱いの確保につきましては、電気通信事業法等における利用者情報の取扱いに関する規律の内容や範囲等につきまして、ePrivacy規則（案）の議論も参考にしつつ、具体的な制度化に向けた検討を進めることなどが必要であると整理いただきました。

総務省としましては、中間とりまとめの内容を踏まえまして、制度改正も含め、必要とされる対応に今後取り組んでまいりたいと考えております。

構成員の先生方におかれましては、引き続き御苦労をおかけいたしますが、最終とりまとめに向けて精力的な御議論をいただきますよう、また、今後の方向性を示していただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしく願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸座長、ありがとうございます。事務局でございます。

先ほど座長より御説明いただいたとおり、中間とりまとめにつきましては、速やかに準備の上、事務局にて公表手続を行ってまいります。

また、次回会合につきましては、別途事務局から御案内をいたします。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

これにて本日の議事は全て終了となります。

以上でプラットフォームサービスに関する研究会、第30回会合を終了とさせていただきます。

お忙しい中、皆様本日も御出席いただきまして、誠にありがとうございました。これにて散会いたします。

以上